

虐待防止および 身体拘束等適正化のための研修

認定NPO法人 東京盲ろう者友の会
かけはし

障害者虐待の基礎的な理解

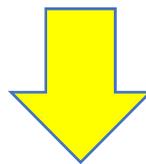
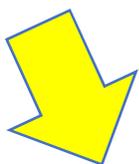
障害者虐待とはなにか

障害者虐待防止法上の定義

養護者

障害者福祉施設従事者
等

使用者



法律で定められた虐待行為
身体的虐待、放棄・放置（ネグレクト）
心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

障害者虐待

虐待の行為者

養護者

障害者を世話している
家族、親族、同居人等

障害者福祉
施設従事者等

障害者施設や障害福祉
サービス事業所の職員等

使用者

障害者を雇用する会社の
雇用主等

虐待の行為

身体的虐待

叩く、殴る、蹴る、つねる、
正当な理由がない身体拘束

放棄・放置
(ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯等の
身辺の世話や介助をしない等

心理的虐待

脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で
精神的に苦痛を与える等

性的虐待

性交、性器への接触、裸にする、
わいせつな映像を見せる等

経済的虐待

本人の同意なしに年金・賃金・財産や
預貯金を処分する等

虐待の行為

身体的虐待

叩く
正当

激しい暴行や年金横領など「犯罪」レベルの行為が目されがちだが「無視した」などの「**不適切な支援**」も**虐待**と明確に位置づけられている

放棄・放置
(ネグレクト)

食事や掃除、洗濯、入浴、身の世話をしない等

心理的虐待

脅し、侮辱、**無視**、**嫌がらせ**等で精神的に苦痛を与える等

性的虐待

性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等

経済的虐待

本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等

盲ろう者支援における虐待の例

身体的虐待

- 通訳が伝わらないときに、必要以上に力を入れて通訳をする（触手話、指点字、手書き文字）
- 利用者がその場で動かなくなってしまったときに、無理やり引っ張って移動させる
- 利用者の両手を掴んで椅子から立たせたり、移動したりする

代替方法を検討せず、乱暴な支援をしてしまうことも虐待に該当する可能性があります

盲ろう者支援における虐待の例

放棄・放置（ネグレクト）

- 利用者からの話しかけに対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない
- 他の従業者と交代する、安全な場所に移動する等、必要な対策をとらないまま、利用者から離れる
- 交流会や移動中等、状況説明をしないまま放置する

**必要な支援を怠ることが
虐待に該当する可能性があります**

盲ろう者支援における虐待の例

心理的虐待

- 利用者の意に反し「○○ちゃん」等のあだ名で呼んだり、子供扱いしたりする
- 会話が噛み合わない、食べ物をこぼすなど、障害に伴う言動を嘲笑、人前で話すなどして恥をかかせる
- 利用者から注意されても真摯に受け止めず、無視したり軽視したりする

上記のような利用者の尊厳を否定する行為以外にも、

**利用者の意欲や自立心を低下させる行為も
虐待に該当する可能性があります**

身体拘束に対する基本的な 考え方

身体的虐待における身体拘束

身体的虐待

叩く、殴る、蹴る、つねる、
正当な理由がない身体拘束



① 切迫性

(本人または他の利用者の生命や身体が危険に及ぶ可能性が高い)

② 非代替性

(身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替手法がない)

③ 一時性

(身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合)

身体拘束は「原則許されない」という認識が重要！

スリーロック



スピーチ
ロック

言葉による拘束

言葉によって身体的、または精神的に
行動を抑制すること

ドラッグ
ロック

薬物による拘束

薬物の過剰投与や不適切な投与で、
行動を抑制すること

フィジカル
ロック

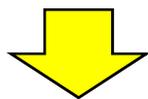
物理的な拘束

身体を物理的に拘束して、
動けないように制限すること

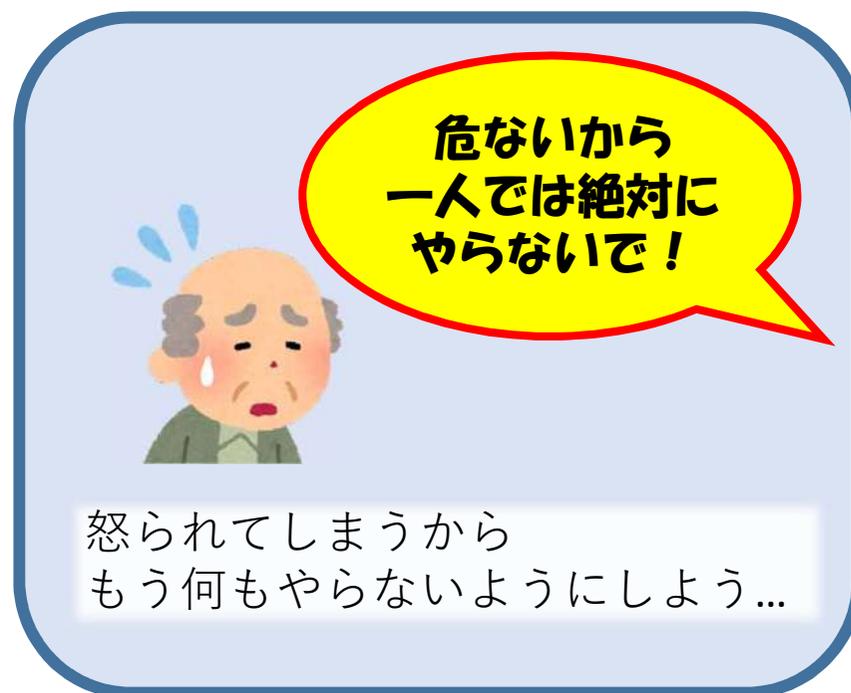
ふとした言葉がスピーチロックに



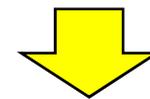
いつまで待てばよいのか
分からない状態で待たせる



行動の拘束に繋がるかも



強い口調により
心理面にストレスを与える



精神的な拘束に繋がるかも

スピーチロックを防ぐ言い換え

いま車内アナウンスが
流れているので、
お待ちいただけますか？

待ってもらう時間が
分かっている場合は、
「1分」など具体的に
伝えられるとなお良い◎



一人で通院されたのですね
なにかあったのですか？

危ないので
今後は通訳・介助者を
依頼してみても
はどうですか？



言い換えのポイント

- 提案や依頼をする言い方で伝える
- 利用者に行動を選択させる言い方を心がける

虐待の早期発見と対応

虐待の早期発見

- 法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、**通報する義務**を定めています

通報は**義務**であり通報しないという選択肢はありません

- 本人（虐待者・被虐待者）の「**自覚**」は問いません
- 虐待の「**事実**」が確認できなくても「**疑い**」があれば通報します

こんなことが虐待になります

⚠ 周囲が気づくためのサイン

身体的虐待

叩く、殴る、蹴る、つねるなど暴力全般
やけどさせる
無理やり食べさせる、飲ませる
しばりつけたり、閉じ込めたり、薬で動きを抑える、など身体を拘束すること

- 傷やあざ、やけど跡。とくに新しいものと古いものが混在している場合や、自分でぶつけることは考えにくい背中や太もも、上腕部などにある
- 傷、あざの説明のつじつまがあわない
- 施設や職場に行くのを嫌がる、恐がる
- 手を上げると頭をかばう動作をする
- 自分で叩く動作をする

心理的虐待

侮辱する言葉をいう、怒鳴る、ののしる脅す
悪口、無視、仲間はずれ
こども扱い、人格をおとしめる扱い



- 攻撃的になる
- おびえる、泣く、叫ぶなど
- 過食や拒食、体重の不自然な増減
- 自傷行為
- 不眠、うなされる、眠ることへの恐怖
- 無力感、無表情、なげやりな様子

性的虐待

同意なしに性的な接触をする、体をさわる
猥褻な会話をしたり、画像などを見せる
立場に乗じて性的な誘いをする、など

たとえ表面的な同意があっても、怯えや不安、障がいの特性で拒否できないなど、本心から同意していない場合がある

- 心理的虐待と同様のサイン
- 人を避ける、一人でいたがる
- 体に触れられるのを極度に嫌がる、怯える
- 衣類をたくさん着込む
- 急に人の体を触ったり卑猥なことを言うなど性的な言動をするようになる
- 性器・肛門の外傷、痛み・かゆみの訴え

経済的虐待

本人のお金を勝手に管理する
理由なく本人のお金を渡さない、使わせない
本人名義のクレジットカードを使う、借金をさせる、勝手に財産を運用する
正当な賃金を払わない

- 収入があるのに使っている様子がない、所持金がない
- お金や財産がどう管理されているのか知らない、知ろうとしても拒否される
- サービスの利用料が払われない
- 就労時間数のわりに給料が少ない

放棄・放置

食事や排せつ、入浴、洗濯、掃除など、必要な世話や介助をしない
必要な医療や福祉サービスを受けさせない
同居人による虐待を放置する
他の利用者の暴力行為などから保護しない

- からだの汚れや異臭、爪が伸びている
- 服や下着を替えていない様子
- 空腹を訴えたり、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがを治療していない
- 部屋のごみが捨てられていない

「障がいのある方を虐待からまもるために」
より抜粋
(社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会作成)

る障害者を
めています

はありません

は問いません

も「疑い」が

虐待の早期発見

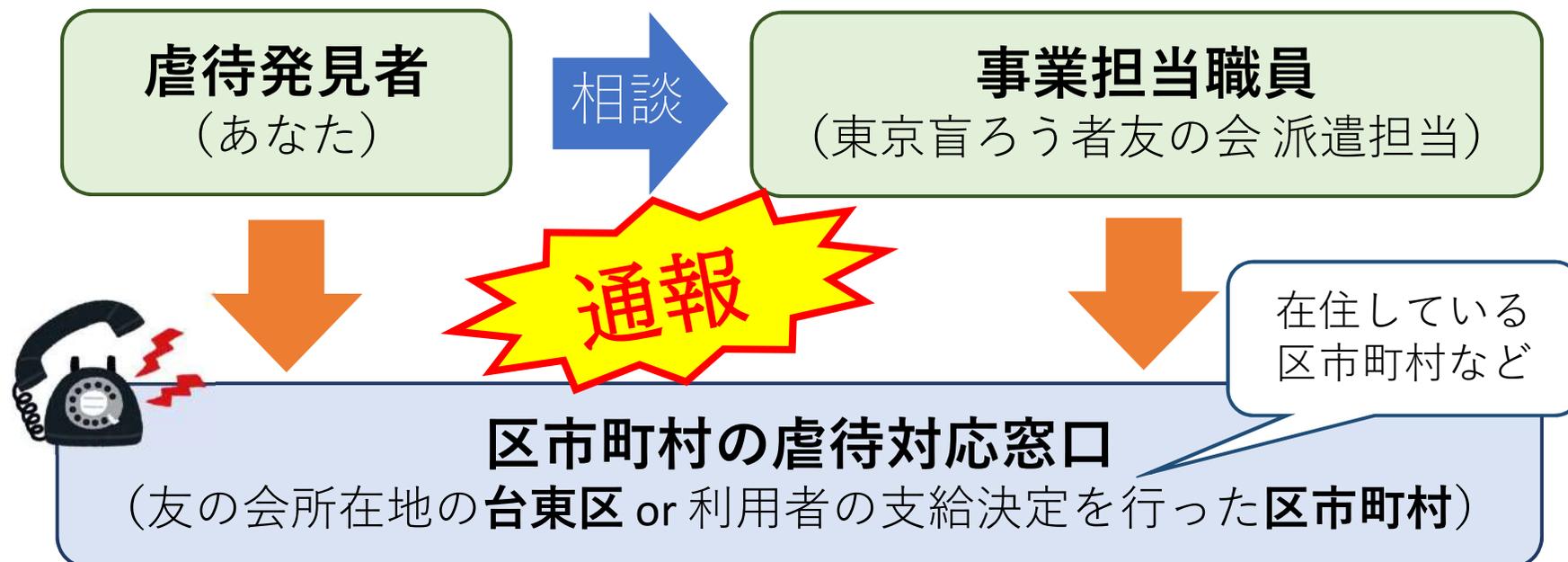
- 法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、**通報する義務**を定めています

通報は**義務**であり通報しないという選択肢はありません

- 本人（虐待者・被虐待者）の「**自覚**」は問いません
- 虐待の「**事実**」が確認できなくても「**疑い**」があれば通報します

※通報者を特定する情報が外部に漏れることはありません

虐待発見時の対応



◆ 台東区の通報窓口

障害者虐待防止センター障害者支援施設 浅草ほうらい【24時間対応】

電話:03-5808-0067 ファクス:03-5824-5631 メール:s.hourai@seihou.or.jp

◆ 都内全域の区市町村の通報窓口

東京都福祉保健局のホームページで確認



まとめ

東京盲ろう者友の会からのお願い

質の高い支援と虐待予防

質の高い支援が虐待予防に繋がります

- 障害特性や取り巻く環境を理解し、利用者にあった適切な支援ができる**知識や技術**を身につけよう
- 人権擁護に関する**専門的な倫理観**を身につけよう
(倫理綱領、行動規範)
- 日々の支援について、当たり前と思っていることも見直してみよう
- **ヒヤリ・ハット**があれば必ず報告しよう (共有する)

- そのつもりがなくても、支援者の言葉や行為で利用者が傷ついたり、追い込まれたりしたならば、「**虐待**」に該当する可能性があります。
- ですが、そうした痛みや心の傷を「不当なこと」として訴えることができない利用者は少なくありません。
- そのことを肝に銘じ、日々の支援にあたってください。
- 虐待は個人ではなく**全体の問題**です。「虐待を目撃した」「したかもしれないと感じた」ときは、決して一人で解決しようとせず、**事務所に相談**してください。

一緒に解決策を探していきましょう！

参考文献

- 障害者虐待防止の研修のためのガイドブック
(社会福祉法人全国社会福祉協議会)
- 障害者虐待防止と対応の手引き (厚生労働省)
- 障害者虐待防止法の理解と対応 (厚生労働省)
- 身体拘束ゼロへの手引き (厚生労働省)